

平成29年第4回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成29年12月25日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第47号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第48号議案 幸田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第49号議案 幸田町多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
第50号議案 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第51号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
第52号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について
第53号議案 指定管理者の指定について（幸田町障害者地域活動支援センター）
第54号議案 平成29年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
第55号議案 平成29年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第56号議案 平成29年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
陳情第6号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書
- 日程第3 第57号議案 幸田町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
第58号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第59号議案 幸田町議員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 閉会中の委員会行政視察の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 足立初雄君 | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君 |
| 4番 鈴木重一君 | 5番 水野千代子君 | 6番 志賀恒男君 |
| 7番 鈴木雅史君 | 8番 中根久治君 | 9番 浅井武光君 |
| 10番 大嶽弘君 | 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 酒向弘康君 |
| 16番 杉浦あきら君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名
町長 大須賀一誠君 副町長 成瀬敦君

教 育 長	小野伸之君	企 画 部 長	近藤 学君
総 務 部 長	山本富雄君	住民こども部長	都築幹浩君
健康福祉部長	藪田芳秀君	環境経済部長	鳥居栄一君
建 設 部 長	羽根淵闘志君	教 育 部 長	志賀光浩君
消 防 長	吉本智明君	建 設 部 次 長	尾関義彰君
消 防 次 長 兼 予 防 防 災 課 長	金澤惣一郎君	教 育 部 次 長	牧野宏幸君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	林 敏幸君	学 校 教 育 課 長	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 牧野洋司君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。
ここで、報告いたします。志賀企業立地監は、入院により本日の会議を欠席する届出
がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本
日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（杉浦あきら君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許
します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

12月18日開催の福祉産業建設委員会において要求のありました追加資料につきま
して、お手元のほうに本日配付させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げま
す。また、第70回愛知県町村会定期総会及び全国町村長大会の抜粋資料につきま
してもお手元のほうに配付させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者は15名であります。
議事日程は、本日お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願ひます。

日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、12番 笹野康男君、

13番 丸山千代子君の両名を指名いたします。

日程第2

○議長（杉浦あきら君） 日程第2、第47号議案から第56号議案までの10件と陳情第6号の1件を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

11番、池田久男君。

〔11番 池田久男君 登壇〕

○11番（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

総務教育委員会審査結果報告書

平成29年12月25日

議長 杉浦あきら様

委員長 池田久男

平成29年第4回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告させていただきます。

第47号 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第48号 幸田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。諸般の情勢及び近隣市町との均衡を図ることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第54号 平成29年度幸田町一般会計補正予算（第4号）中、歳入全部、歳出、15款、10項、50款、55款。第1条、歳入全部1,346万1,000円追加。歳出、15款総務費（10項）財源更正、50款消防費財源更正、55款教育費379万4,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔11番 池田久男君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

6番、志賀恒男君。

〔6番 志賀恒男君 登壇〕

○6番（志賀恒男君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

平成29年12月25日

議長 杉浦あきら様

委員長 志賀恒男

平成29年第4回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第49号 幸田町多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について。幸田町多世代交流施設を設置することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第50号 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第51号 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について。所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第52号 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について。幸田町障害者地域活動支援センターにおいて障害福祉サービスを行うことに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第53号 指定管理者の指定について（幸田町障害者地域活動支援センター）。幸田町障害者地域活動支援センターの管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第54号 平成29年度幸田町一般会計補正予算（第4号）中、歳出、15款、20項、20款、35款、45款、第2条。第1条、歳出、15款総務費（20項）126万6,000円追加、20款民生費1,120万1,000円追加、35款農林水産業費390万円減額、45款土木費110万円追加、第2条、債務負担行為8,500万円。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第55号 平成29年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）、第1条、歳入歳出343万5,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第56号 平成29年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、第1条、歳入歳出110万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第6号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書。国・県に対し、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充について意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

以上でございます。よろしく申し上げます。

〔6番 志賀恒男君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。
次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 陳情第6号についてであります。委員会の結論は不採択であります。
内容は多岐にわたるわけですが、多岐にわたるといことは委員会の中で多岐にわたる
議論を経て、その結果、不採択という形に至るのが一般的に私は理解をするわけですが、
そういった内容も含めて、委員会でどういう審議がなされたのか説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 多数の委員会の中で、委員の方から意見をいただきました。個々の
陳情項目につきましては理解できるところもありますが、多岐にわたり過ぎており、受
け入れるのはなかなか難しいというような意見が大勢を占めました。賛成意見としまし
ては、サービス向上も今までこういう陳情を出してきて向上された部分もあるので、引
き続き採択すべきであるという御意見でございました。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ただいまの委員長の委員会の内容であります、多数の委員からい
ろいろな意見が出されましたよと。ただ、多岐にわたるから。陳情項目が多岐にわたる
から個々は理解できるけれども、総体的に多岐にわたるから不採択だよと。これは論旨
が合わないですね。ですから、例えば、ここに3ページにわたってずっとあります。
いわゆる趣旨から2番目の愛知県に対する意見書、要望書という形の中で、どれが意見
が多数にわたって不採択に至ったのか、こうした点について説明がいただきたい。つま
り私が申し上げたいのは、初めに不採択ありきという形の中で、行き着く先はそこへ行
くにはどうしたらいいのかという選択肢の中で議論が進められた。こういうことであ
っては、陳情をされた方、誰であろうと彼であろうと陳情をされた方の意を酌んだ内容の
審議がなされたかどうか。この点について私は疑問に思うわけですので、もう少し詳細
な説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 各委員から意見をいただきましたが、個別の細かい案件につしまし
ての議論ということには至りませんでした。

以上でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、結局、先ほどちょっと触れましたけれども、初めに
不採択ありきだから細かいことはどうのこうのではなくて、まあ、こんなものという
言い方が適切かどうかはともかくとして、陳情者の陳情の趣旨、そして陳情の内容につ
いて個々にやったのかといたら、実質的にはやっておりませんよという形でいきます
と、必要にして十分な委員会での審議がなされたのか、意見交換がなされたのか、その
上で不採択という結論に至ったのかどうかというの、今の委員長の説明でいきま
すと極めて不鮮明だと。私が申し上げているのは、賛否両論あって当たり前です。けれ
ども、なぜ不採択に至ったのかと、その経過について説明がいただきたいということ

申し上げたわけであります。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 委員長といたしましては、委員のほとんどの方に説明、意見をいただきましたので、議論は尽くされたというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案10件と陳情1件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） それでは、順次討論をしてみたいと思います。

第52号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について、第53号議案 指定管理者の指定について（幸田町障害者地域活動支援センター）、第54号議案 平成29年度幸田町一般会計補正予算について、この3つの議案は幸田町障害者地域活動支援センターを指定管理者に移管するものであり、平成30年度から平成34年度までの5年間8,500万円を限度額として債務負担行為で計上するものに対して、直営で継続し拡充すべきであると主張し、反対するものがあります。

昭和57年に就労の場として幸田福祉授産所を老人福祉センター内に開設して以来、平成5年には身体障害者福祉センターを建設し活動拠点を整備、さらにつどい作業所を増築をし、障害を持つ人たちの要望に応え、拡充をしてきたところであります。ところが、障害者自立支援法の改正により総合支援法が施行されたことによって、より専門的なサービスの提供が求められているとして、現状の体制では福祉サービスの充実が図れないとして、専門サービスの提供ができる社会福祉法人に指定管理者として委託したいと進めてきたのであります。

その理由の1つには、24時間体制のケアサービス、いわゆるショートステイが今のままではできないというものであります。ところが、今回、指定管理に当たって、ショートステイなどの利用者の要望が反映されるどころか、指定管理業務に当たって現状のサービス内容同等のサービスであります。そうであるなら、指定管理者に移管する必要はなく、引き続き町の直営で管理運営すべきではないでしょうか。指定管理者に指定する社会福祉法人愛恵協会については、社会福祉事業に力を注ぎ、65年の実績、経験のある法人であります。幸田町の障害者福祉サービスのニーズに応えていくというならば、町内に誘致する方法もあつたはずであります。何よりも指定管理者制度は民間でできることは民間でと、公共の人的費の削減と合理性を重視するものであると指摘し、この3議案に対して反対するものであります。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 賛成討論に入ります。

陳情第6号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書ですが、賛成の立場から討論をしてみたいです。

自治体キャラバン実行委員会は県下の全ての市町村を訪問し、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ市町村に要請をし、ことして38年目となりました。その中で愛知県下の格差の解消と福祉水準の引き上げを求め、多くの要望を実現してきたところであり、しかし、今、安倍政権の成長戦略、アベノミクスのもとで財政健全化のためとして、医療・介護など社会保障費の削減、抑制を中心項目に据えております。安倍政権の発足から5年、これまでも社会保障費には大なたが振るわれ、国民は大きな苦難を強いられており、この上さらに削減されては国民の暮らしは立ち行きません。2018年度の政府予算編成に当たっての財務省の財政制度等審議会の建議は、医療、介護、障害者福祉、子育て、生活保護、年金などの各分野で適正化・効率化の名で削減を迫っております。人口構成の高齢化などで避けられない自然増を、無理やり1,300億円カットするため、国民負担を求めているものであります。

陳情項目は多岐にわたっており、幸田町で実現しているものも多くありますが、国に対して社会保障費の削減ではなく拡充によって国民の生活を安定させる政治にしていくためにも、陳情の趣旨を酌み取り、国そして県に意見書を提出するように求めて、賛成討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより、上程議案10件と陳情1件についての採決をいたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

初めに、第47号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第47号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第48号議案 幸田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第48号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第49号議案 幸田町多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第49号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第50号議案 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第50号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第51号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第51号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第52号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第52号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第53号議案 指定管理者の指定について（幸田町障害者地域活動支援センター）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の

諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第53号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第54号議案 平成29年度幸田町一般会計補正予算（第4号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第54号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第55号議案 平成29年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第55号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第56号議案 平成29年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第56号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第6号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第6号を採択するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第6号は、不採択することに決しました。



日程第3

○議長（杉浦あきら君） 日程第3、第57号議案から第59号議案までの3件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、第57号議案から第59号議案までの3件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第57号議案「幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」であります。

提案理由といたしましては、議会の議員に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い、必要があるからであります。

議案書2ページをお願いいたします。

改正の概要につきましては、この条例においては施行日を整理するため、第1条と第2条で区分いたしました。

第1条は、この条例の第6条第2項で規定する、平成29年12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の170」から「100分の175」に、また第2条は、この条例の第6条第2項で規定する、平成30年6月に支給する期末手当の支給割合を、「100分の155」から「100分の157.5」に改め、平成30年12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の175」から「100分の172.5」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、第1条の規定は、施行日を公布の日とし、適用日を平成29年12月1日とするもので、第2条の規定は、施行日を平成30年4月1日とするものでございます。

議案関係資料は、1ページから3ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、第58号議案「幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」でございます。

提案理由といたしましては、町長及び副町長に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い、必要があるからであります。

議案書の4ページをお願いいたします。

改正の概要につきましては、この条例においては、施行日を整理するため、第1条と第2条で区分いたしております。

第1条は、この条例の第5条第2項で規定する、平成29年12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の170」から「100分の175」に、また第2条で、この条例の第5条第2項で規定する、平成30年6月に支給する期末手当の支給割合を、「100分の155」から「100分の157.5」に改め、平成30年12月に支給する期末手当の支給割合は「100分の175」から「100分の172.5」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、第1条の規定は、施行日を公布の日とし、適用日を平成29年12月1日とするもので、第2条の規定は、施行日を平成30年4月1日とするものでございます。

議案関係資料は、4ページから6ページでございますので御参照いただきたいと思います。

ます。

続きまして、議案書の5ページでございますが、第59号議案「幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について」でございます。

提案理由といたしましては、国家公務員の給与の改定に準じた職員の給与の改定に伴い、必要があるからであります。

議案書6ページをお願いいたします。

改正の概要につきましては、この条例においては、施行日を整理するため、第1条と第2条の区分をいたしております。

第1条は、給料表である別表第1及び第2を、7ページから12ページのとおりに改め、この条例の第21条第2項で規定する平成29年12月に支給する勤勉手当の支給割合を「100分の85」から「100分の95」に、再任用職員に対する勤勉手当の支給割合を「100分の40」から「100分の45」に改めるもので、その他条項及び字句の整理を行うものでございます。

なお、附則第23項の改正につきましては、55歳を超える課長級以上の職員の勤勉手当の支給割合につきまして、100分の1.5を乗じて得た支給割合を減じるというものであります。

第2条では、この条例の第21条第2項で規定する、平成30年6月以降に支給する勤勉手当の支給割合を「100分の85」から「100分の90」に改め、再任用職員に対する勤勉手当の支給割合を、「100分の40」から「100分の42.5」に改めるもので、6月及び12月の勤勉手当の支給割合を同じにするものでございます。

なお、第2条における附則につきましては、55歳を超える課長級以上の職員の給料月額等から、100分の1.5を乗じて得た支給割合を減じるという第19項以下の規定が、平成30年3月31日までの期間であることから削減することに伴い、第14項「単純労務者の給与」を除く、使用しない附則第2項から第13項まで、第15項から第23項までをあわせて削除し、条項を整理するものでございます。

また、55歳を超える課長級以上の職員の給料月額等から、100分の1.5を乗じて得た支給割合を減じるという附則第19項の規定を削除することに伴い、「幸田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の附則第5項において、「幸田町職員の育児休業等に関する条例」の附則第3項以下を削除し、「幸田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の附則第6項において、「幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の附則第4条を削除し、あわせて条項を整理するものでございます。

施行期日につきましては、第1条の規定は、施行日を公布の日とし、適用日を平成29年4月1日とするもので、第2条の規定は、施行日を平成30年4月1日とするものであります。

議案関係資料につきましては、7ページから32ページでございます。どうぞ御参照いただきたいと思います。

以上、追加提案の議案の内容説明をさせていただきました。御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限にかんがみ、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第57号議案の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第57号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第58号議案の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第58号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第59号議案の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 給料表についてお聞きをいたします。

国家公務員の人勸が勧告をされて、その給料につきましては600円というような上げ幅が出ているわけですが、幸田町の給料表の改定に当たっての考え方、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今回の職員の給与に関する条例の一部改正の中で、給料表の改定ということでございます。初任給については1,000円程度を引き上げるという形での勧告でございますので、初任給は1,000円、1級に所属する部分についてはおおむね1,000円。また、若年層も同程度を上げていく。また、その他については400円程度を引き上げるという形で、これを29年4月1日に遡及適用するという給料表ということになりますけれども、これに伴う部分ではおおむね平均改定率としては0.2%のベースアップというふうな形になるかということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 改正後の給料表を見ますと、1級が1,000円、2級が1,000円、3級が1,000円、4級が900円、5級も900円、それから6級が800円、7級が500円というような上げ幅になっているわけですが、この平均が勧告に準じた0.2%の引き上げということになるわけでしょうか、お尋ねしたいと思います。

それから、この改正によって遡及適用をされるということですが、全体といたしまして職員につきましては130万円当たりの引き上げ額というふうになるわけですが、平均的には1人当たりどれぐらいになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、給料表の中で計算をして、個々に端数が出るわけですが、これは対象となる職員について試算してみるとということでお答えさせ

ていただくと、1級についてはおおむね1,000円弱の997円ということになりますけれども、同じように給料表の改定の数字は議員が言われたとおりだと思いますけれども、実質該当する職員の部分の例えば1級ですと平均ですと997円アップしてると。また、2級については951円、また3級については652円、4級、5級、6級、7級については400円という形で先ほど申し上げたようなベースアップをしているというようなことをございます。

全体的にこの影響額につきましては、実際に給料表としての改定としては、年額として268万円が議案関係資料の7ページにあるように影響が出ているわけですが、それを1人当たりで割返してみますと、実質354名が職員ということで、再任用も含めてですけれども入っているということをございますので、1人当たりですと7,571円が年間に対してそういう形になるというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第59号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略について、お諮りします。

ただいま議題となっております第57号議案から第59号議案までを会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案3件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 原案反対の立場から討論をしてみたいです。

第57号 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、第58号 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。人事院は8月2日、2017年の国家公務員給与改定勧告でボーナス、期末勤勉手当の支給月数を0.05から0.1カ月程度引き上げ、年4.35から4.4カ月程度、勧告の基礎資料となる民間給与実態調査で公務員ボーナスが民間をわずかに下回る見通しであるとして、また月給も民間並みに引き上げる方針で、上げ幅は600円台といたしました。月給、ボーナスともに引き上げを求めるのは2014年勧告以来、4年連続としております。今回の勧告では、企業の2016年冬分と2017年夏分が反映され、公務員のボーナスを民間並みとするよう0.05カ月単位で上げ下げを勧告しております。しかしながら、議員、町長、副町長等の期末手当支給に関して人勧に準じるのではなく、職員給与に引きずられて上げたり下げたりする性格のものではありません。

ません。年金生活者にとっては毎年年金が引き下げられており、議員や町長の期末手当の引き上げは理解が得られるものではなく、よって反対するものであります。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。
賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
次に、原案反対の方の発言を許します。
反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
これをもって討論を終結いたします。
これより、採決いたします。
採決の方法は、起立により行います。
初めに、第57号議案 幸田町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。
起立多数であります。
よって、第57号議案は、原案どおり可決されました。
次に、第58号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。
起立多数であります。
よって、第58号議案は、原案どおり可決されました。
次に、第59号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。
起立全員であります。
よって、第59号議案は、原案どおり可決されました。



日程第4

○議長（杉浦あきら君） 日程第4、閉会中の委員会行政視察の件を議題といたします。
会議規則第73条の規定により、お手元に配付のとおり、地方創生特別委員会委員長から、委員会における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申し出がありました。
お諮りします。
委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これにて平成29年12月1日に招集された第4回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前 9時53分

○議長(杉浦あきら君) 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) 平成29年第4回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、去る12月1日から本日までの25日間の長きにわたりまして、御多用にもかかわらず終始御熱心に審議いただき、私どもが提案させていただきました全議案とも議決賜り、心から感謝と御礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきまし御意見、御提言等を重く受けとめ十分留意をいたし、今後の町政の推進に生かしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。まず、6名の方からいただきました一般質問につきましては、どれも時宜を得た内容で、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討いたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

ここで、3点ほど御報告と御案内を申し上げます。

1点目は、配付資料についてでございますが、先ほども総務部長からお話があったと思いますけれども、10月30日にアイリス愛知で開催されました愛知県町村会の定例総会の資料と、11月29日にNHKホールにおいて開催されました全国町村長大会の資料を本日お手元に配付させていただきましたので、ごらんいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

次に2点目でございますが、秋の叙勲・褒章などの受賞の件でございます。5名の受賞者について御報告を申し上げたいと存じます。

まず武富喜八郎氏におかれましては、国立岐阜工業高等専門学校の電気工学科に39年間勤務されまして、平成15年の退職時から現在まで同専門学校の名誉教授を務められて、長年の教育研究の功績に対しまして瑞宝小綬章を受賞されました。それから、内

田浩氏におかれましては、平成17年10月から平成25年9月までの2期にわたって、幸田町教育委員会の教育長を務められたほか愛知県の教育委員会にもお務めになるなど、長年教育の振興発展に貢献された功績に対しまして瑞宝双光章を受賞されました。また、稲吉文雄氏におかれましては、昭和46年から41年間消防士として勤務されまして、平成20年4月から平成24年3月まで岡崎市の消防指令長を務められ、長年にわたり国民の生命、財産、火災等の災害を守ることに消防の発展に貢献した功績に対し瑞宝単光章を受賞されました。また、株式会社山本組の代表取締役山本富夫氏におかれましては、昭和47年に株式会社山本組を設立して以来、45年にわたるとび工事業に従事し、功績に対して黄綬褒章を受賞されました。また、岡崎保護区保護司会幸田部会の大嶽三貴子様におかれましては、長年の保護司活動の功績に対し法務大臣褒章を受賞されましたので、あわせて報告をさせていただきます。

3点目は、新春のイベントなどの関係でございます。年明けの1月8日（月曜日）の成人式の日には第70回幸田町成人式、1月13日（土曜日）には幸田町消防出初め式、翌日の1月14日（日曜日）には第21回幸田凧揚げまつり、また1月28日（日曜日）には第40回幸田町新春駅伝ファミリージョギング大会を開催いたします。年明けからイベント等がめじろ押しでございますが、ぜひ御参加いただき盛り上げていただければ幸いに存じます。

ことしも残すところあとわずかでございますが、年の暮れから年明けにかけてますます寒さが厳しくなると思われまます。議員各位におかれましては体調管理に御留意いただき、新しく迎える年が幸田町と皆様にとりまして明るくよい年でありますよう御祈念申し上げます、閉会に当たっての御礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては適切に運用されますようお願いいたします。

これにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前 9時59分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成29年12月25日

議 長

議 員

議 員